

平成19年10月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 石崎由加

平成18年(ワ)第18102号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年7月23日

判 決

東京都 [REDACTED]

原 告

訴訟代理人弁護士

[REDACTED] 島 幸 明

大阪市 [REDACTED]

被 告

株式会社

代表者代表取締役

訴訟代理人弁護士

同

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金1001万5476円及びこれに対する平成16年6月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金1249万4345円及びこれに対する平成16年6月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、商品取引員である被告に委託して行った商品先物取引について、被告従業員らによる適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供等

の違法行為があったなどと主張して、被告に対し、不法行為（使用者責任）に基づき、損害金1249万4345円及びこれに対する最終の不法行為の日である平成16年6月23日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、証拠によって容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告

(ア) 原告は、昭和12年6月■■■■日生まれで、被告との商品先物取引開始当時66歳であり、■■■■県■■■■町の中学校を卒業した後、1年間職業訓練所で修行して建築会社に就職し、半年ほど大工の仕事を手伝った後、東京で大工の仕事に従事していたが、平成14年ころ、両足のかかとを骨折した後は後遺症のため仕事をほとんどしておらず、これによる収入はなく、被告との商品先物取引当時、原告の国民年金月額5万6125円及び原告の妻の厚生年金を受給して生活しており、妻と2人で東京都住宅供給公社の賃貸住宅（賃料月額4万2000円）に居住していた（甲A13の1，甲A14，原告本人）。

(イ) 原告は、被告との商品先物取引開始当時、土地及び建物を一切所有しておらず、100万円程度の普通預金と、■■■■県■■■■町に所有していた先祖代々の土地の買収により■■■■町から支払われた補償金2300万円程度の定期預金、MMGアローズ株式会社（以下「MMGアローズ」という。）の関連会社であるAIM証券株式会社が斡旋した外国会社の社債200万円を有していた（甲A4，甲A17の1ないし3，原告本人，弁論の全趣旨）。

(ウ) 原告は、被告との商品先物取引開始当時までに、商品先物取引、株取引の経験はなかったが、平成15年11月ころから、MMGアローズとの間で、証拠金100万円を預託し外国為替証拠金取引をしており、被告との商品先物取引開始後も並行して取引をしていた（甲A14，原告本人）。

イ 被告

被告は、商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引の受託及び取次ぎを行う業務等を業とする株式会社である。

(2) 原被告間の商品先物取引

原告は、被告に委託して、平成16年4月5日から同年6月23日までの間、別紙建玉分析表記載のとおり、商品先物取引を行った（以下「本件取引」という。）。取引対象は東京工業品取引所金（以下「東工金」という。）であり、原告が被告に対して支払った委託手数料は合計金948万8900円であり、損金は合計金1139万4345円であった（弁論の全趣旨）。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の主たる争点は、①本件取引についての被告従業員らによる適合性原則違反、説明義務違反及び断定的判断の提供等の違法行為による被告の使用者責任の成否、②損害額であり、各争点に対する当事者の主張は、以下のとおりである。

(1) 争点1（本件取引についての被告従業員らによる適合性原則違反、断定的判断の提供及び説明義務違反等の違法行為による被告の使用者責任の成否）について

ア 原告の主張

(ア) 適合性原則違反

商品先物取引について、豊富な知識、情報、経験を有し、一般消費者に対して当該商品の購入を勧誘する取扱業者は、被勧誘者が勧誘しようとしている金融商品の性質に照らして十分な知識、情報収集・分析、判断能力、経験、財産を有しているかを調査し、これが十分でない場合には勧誘自体をしてはならない（適合性原則）。

原告は、大工の仕事に従事し、平成14年ころにけがをした後はわずかな国民年金で生活している高齢者であり、経済的に商品先物取引を行う余裕のない者であって、商品先物取引の知識・経験も全くなく、インターネットすら利用したことがなく、新聞も聖教新聞しか購読しておらず、被告従業員からの電話によってしか商品相場の変動を確認することができず、商品先物取引における多様な相場状況を認識

し、判断する能力もなかった者である。

また、原告は、本件取引開始当時、余裕資金と呼べるものを有しておらず、原告が本件取引において支出した金銭は、原告や原告の妻の今後の生活のための資金として利用されるべきものであった。

そして、被告従業員である東(以下「東」という。)や良(以下「良」という。以下、東及び良を単に「東ら」ともいう。)は、そのことを当初から熟知していたにもかかわらず、本件取引を開始させたのであるから、適合性原則に違反する勧誘行為をしたことは明らかである。

このことは、原告が当初申告していた預貯金額500万円が、わずか25日の間になぜか4000万円まで訂正されて膨れあがっているが、原告は4000万円もの預貯金を有したことはなく、その旨被告従業員らに話したこともないことから明らかである。

(イ) 執拗・迷惑勧誘，説明義務違反

a 被告従業員である東らは、原告が一度勧誘を断ったにもかかわらず、近くを回っているのに伺いますなどと述べて執拗に勧誘するなどし、契約に関する書面の作成時においても、先物取引の危険性等について十分な説明をせず、書類の体裁を整えただけであった。

被告従業員らの当該勧誘行為は、執拗・迷惑勧誘（旧商品取引所法施行規則46条5号ないし7号，受託等業務に関する規則5条1項2号等）に当たる。

b また、商品取引員は、受託等業務に関する規則4条，5条1項4号等に照らして、被勧誘者に対し、商品市場の取引の概要，取引の手続だけでなく，証拠金，手数料に関する事項，勧誘の禁止事項に関する事項，日商協の勧誘規則に関する事項，紛争の類型及び回避事項，紛争件数の紹介に関する事項，当該取引に係る商品についての価格変動要因等の説明事項について，被勧誘者の理解力等に応じて，被勧誘者が理解できるまで十分説明を尽くす義務があるところ，被告従業員らの上記行為は，この説明義務に違反するものである。

c 被告が、本件取引期間中である平成16年6月4日付で、同月5日から同年7月4日までの間に改善措置を講じなければならないという受託業務の運営に付いての改善命令と、同年6月14日から同月18日までの5日間の商品市場における取引の受託の停止（ただし、取引を決裁する場合を除く。）という極めて重い行政処分を受けた事実は、取引継続中の顧客にとって重大な情報であることは明らかであって、信義則上当然に顧客に対して説明義務を負うべき事柄であるところ、原告は、被告から、上記処分について説明を受けておらず、この点についても不法行為としての違法性を帯びる。

(ウ) 断定的判断の提供

商品取引員は、絶対儲かるなどといった断定的判断を提供してはならないが（旧商品取引所法136条の18第1号、旧商品取引所法施行規則46条8号等）、東は、原告に対し、「今イラクの情勢が緊迫しており、また中国が爆食の時代に入るから、金が上がることは間違いありません。今が絶好のチャンスです。」などと断定的な判断を示して、原告に本件取引を始めさせた。

(エ) 実質的一任売買

商品取引員は、委任者の自由な意思が取引に反映されない無断売買、一任売買をしてはならない（旧商品取引所法136条の18第3号、旧商品取引所法施行規則46条3号等）ところ、本件取引では全般的に実質的一任売買が行われていた。

(オ) 新規委託者保護義務違反

商品取引員は、取引経験のない委託者に対し、委託者が真に自己の相場判断に基づく注文をなし得るような知識、経験を蓄積させ、保護、育成し、十分な自主的判断がなし得るまでに不測の損害を被らせないように建玉を抑制するなどの新規委託者保護育成義務を負う（受託等業務に関する規則8条、被告受託業務管理規則7条）。従前の新規委託者保護管理規則（現在、新規委託者の保護育成に関する具体的規制は、同規則ではなく、各社の定める受託業務管理規則に委ねられている。）によれば、商品取引員は、新規委託者に対して、原則として、3か月間、一時点で

の建玉枚数が20枚を超える建玉をさせてはならないとされていたのであり、これは現在でも妥当性を失っていないから、合理的な理由なくこの基準を超える建玉をしたときには、新規委託者保護義務に違反する。

原告は、商品先物取引の知識、経験が全くない者であり、本件取引を全く理解していない者であり、当初60万円で取引を開始したにもかかわらず、取引開始の翌日に、原告の習熟期間限度枚数50枚の倍以上の110枚の取引を行わされており、取引開始後3日間の間に780万円もの証拠金を支出させられている。そして、原告は、取引開始後3か月以内において、延べ建玉枚数745枚、最大建玉枚数280枚（平成16年4月27時点）、証拠金合計額1680万2575円もの取引をさせられている。このような被告従業員らの行為は、新規委託者保護義務に違反する。

(カ) 特定売買

a 直し、途転、日計り、両建及び不拔けのいわゆる特定売買と呼ばれる取引は、特段の事情がない限り顧客の利益にならず、商品取引員の違法取引（客殺し）の手法の徴表と認められ、商品取引員は、特定売買の取引によって委託者を食い物にすることは許されない（旧商品取引所法施行規則46条11号、受託等業務に関する規則3条2項、5条6号、16号等）。

本件における月間回転数（取引期間の全日数を分母とし、取引の行われた回数（仕切玉ごとに1回と数える。）を分子として、これに30と日数を掛けて算出した数値）は10.15回であり、短期間に極めて頻繁な売買が繰り返された。

また、被告が本件取引において両建を勧誘して手数料稼ぎを行った結果、取引開始から4日後の平成16年4月9日から、本件取引が終了するまで両建状態が継続されており、取引回数28回を基準としても特定売買比率（仕切玉の回数に占める特定売買（1つの建玉が重なる場合には1回と数える。）の割合）は約85パーセントとなっている。

b さらに、差引損金に対する委託手数料の占める割合は、業者の過当売買によ

って顧客がどの程度危険にさらされたかを判断する指標となるものであるところ、本件の差引損益は、1139万4345円であり、委託手数料は948万8900円であるから、手数料化率（差引損金の合計を分母とし、委託手数料の合計を分子として割り出した数値）は約83パーセントとなる。

c. 以上のとおり、本件取引は客観的取引履歴のみを精査してもその違法性が極めて明白である。

(キ) 仕切拒否，回避

商品取引員が、委託者が仕切ってほしいと言っているにもかかわらず仕切らないこと（仕切拒否）、うまいことを述べて仕切りの指示を撤回させ、既存の建玉を継続させたり新規建玉をさせること（仕切回避）は許されない（旧商品取引所法施行規則46条10号，受託等業務に関する規則5条6号等）。

原告は、被告従業員である■原■■■（以下「■原」という。）らに対し、本件取引の手仕舞いを複数回請求したにもかかわらず、■原らは仕切拒否又は仕切回避をした。

(ク) 本件取引において、被告従業員らによる一連の上記各違法行為が存することは明らかであるところ、被告従業員らの不法行為は、被告の事業の執行として行われたものであるから、被告は使用者責任（民法715条）に基づき、原告に生じた損害の賠償義務を負う。

イ 被告の主張

原告の主張は争う。

本件取引は、■東，■橋■■■（以下「■橋」という。），■原ら被告従業員が電話又は面談により、その都度各商品の市況，相場動向等を原告に連絡して説明し，注文内容及び取引に必要な委託証拠金額等を原告との間で確認して受注し，成立した売買については被告従業員から電話で報告するとともに，被告から原告に対し，「売買報告書及び売買計算書」（甲7）を送付して確認を求めながら行ったものである。

また、被告は、原告に対し、毎月1回定期的に残高照合通知書を送付して預り金委託証拠金現在額、委託証拠金必要額、帳尻金額、建玉状況及び値洗損益金額等について通知し、原告に確認を求めている。

本件取引によって発生した差損金、委託手数料及び消費税については、委託者別先物取引勘定元帳精算欄（乙6）記載のとおり、その都度原告と被告との間で精算してきた。

(2) 争点2（損害額）について

ア 原告の主張

原告は、被告に対し、本件取引の終了までに1139万4345円を支払っているから、これは、原告が本件取引により被った損害に当たる。

また、原告は、弁護士に委任して本訴訟の提起・追行を余儀なくされており、その弁護士費用は110万円を下らない。

したがって、本件取引により原告が被った損害は、合計1249万4345円である。

そして、原告が被告従業員らを轻信し、書類等に注意を払うこともできず、求められるままに書面等に記名押印等し、求められるままに金銭交付の要求に応じてきたことを、被告から非難されるいわれはないこと、原告が本件取引によって奪われた金銭は、今後衰えていく身体とともに幸せな余生を送るために、原告によって消費されていくべき大切な財産であり、原告の被害回復を不完全なものとするのは必然性、妥当性がなく、正義や公平の理念に反すること等に照らすと、本件においては、過失相殺をすべきでない。

イ 被告の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実に証拠（甲A2ないし5、甲A6の1、甲A7の1、甲A14、甲B15、甲B16、乙1、乙3、乙8の1ないし13、乙10ないし14、乙1

5の1ないし3, 乙16の1ないし3, 証人■東, 同■橋, 同■原, 原告本人) 及び弁論の全趣旨を総合すると, 以下の事実が認められる。

(1) 本件取引の勧誘及び開始

ア ■良は, 平成16年4月2日, 原告に対して電話をかけ, 近くを回っていて電話をした, 金の取引を勧めているが, 今金が良い状況で上がってきているなどと述べ, 原告宅への訪問を求めたところ, 原告は, 話を聞くくらいであれば構わないと思い, 原告宅への訪問を了承した。

イ(ア) その後, ■良と■東は, 同日午後5時ころ, 原告宅を訪問し, 原告に対し, 金の取引を勧めている, 今イラク情勢が緊迫しており, また, 中国が暴食の時代に入るから金が上がることは間違いない, 今が絶好のチャンスであるなどと述べて, 金の取引を勧誘した。

■東は, 上記勧誘の際, 原告から金の値段の上昇につき首をかけるかと問われて, 金の値段は絶対上がるなどと述べた。

イ(イ) 上記勧誘の際, ■東は, 原告に対し, 限月が期限を表すものであること, 価格は変動するものであること, 金の値段, 倍率と証拠金の説明, 株式と比較した損益計算の方法, 委託追証拠金の説明等を, 紙に書いたり, 新聞を見せながら説明した。金の価格変動要因としては, 有事の際やインフレのときに買われること, 株の値段が下がっているときに相対的に動くことを説明した。

また, ■東は, 原告に対し, 受託契約準則(甲A2), 商品先物取引委託のガイド(甲A3)を交付し, 商品先物取引委託のガイドの記載内容のうち, 商品先物取引の危険性について, 利益や元金が保証されているものでないこと, 多額の利益となることもあるが, 逆に預託した証拠金以上の多額の損失となる危険性もあること等が記載された部分, 委託追証拠金, 委託定時増証拠金及び委託臨時増証拠金についてそれぞれ説明が記載された部分, 及び被告が破産するという不測の事態に備え, 委託者の資産を優先的に返済できるよう, 受託業務保証金制度, 分離保管制度, 受託債務補償制度が存在していることが記載された部分を, それぞれ読み上げた。

東は、「相場が思惑に反する動きをした場合の対処方法」と題する書面（乙3）を原告に対して示し、決済、委託追証拠金、両建及び難平について、上記書面に丸印を付け、両建及び難平については例として数字を書き込んだり、「りょうだて」と振り仮名を記載して説明した。

(ウ) 原告は、商品先物取引口座設定申込書（甲A4）の生年月日欄に66歳と記載し、家族構成欄の配偶者「有」に丸印を付け、「お住い」欄の「借家」にチェックをし、「公団」に丸印を付けた。さらに、原告は、上記申込書の業種欄に建築業、職種欄に大工、勤続年数欄に45年、在職期間欄に42年、財産状況欄に年収450万円、現預貯金500万円、有価証券200万円、固定資産は有しておらず、住宅ローンもない旨それぞれ記載し、商品取引の経験欄には「無」に丸印を付け、株式等の経験欄には「有」に丸印を付け、「国公社債」に丸印を付けて取引期間6か月、投資金額300万円と記載した。

また、原告は、上記申込書に記載された確認事項につき、「受託契約準則」「商品取引—委託のガイド」の交付と内容の説明を受けたか否かについては「受けた」に、「受託契約準則」「商品取引—委託のガイド（危険開示告知書を含む）」の内容について理解したか否かについては「理解した」に、相場の変動等により追加の証拠金（委託追証拠金・委託臨時増証拠金・委託定時増証拠金）が必要になる場合があるが、個々の証拠金について説明を受け理解したか否かについては「理解した」に、商品先物取引は元本保証の取引ではなく、利益が取れる反面リスクもあり、預託した資金を超える損失が発生する可能性があることを承知しているか否かについては「はい」に、「相場が思惑に反する動きをした場合の対処方法」の説明を受け理解したか否かについては「理解した」に、取引の仕組みやルール、取引方法について不明な点の有無については「特になし」にそれぞれ丸印を付けた。

そして、原告は、上記申込書に、初回取引予定につき、「東工金」を10枚とし証拠金を60万円とする旨記載し、署名押印した。

(エ) 原告は、「約諾書」と「通知書」とが一体となった書面（乙1）にも、氏名、

電話番号、住所等を記載して、署名押印して■東らに交付した。この書面の約諾書には、「私は貴社に対し、商品取引所の商品市場における取引の委託をするに際し、先物取引の危険性を了知した上で取引を執行する取引所の定める受託契約準則の規定に従って、私の判断と責任において取引を行うことを承諾したので、これを証するため、この約諾書を差し入れます。」と記載されていた。

(カ) 原告は、■東や■良の説明を聞いても、商品先物取引の仕組みについては理解することができなかったが、■東や■良に対して、理解できないということをはっきりとは述べなかった。原告は、当時仕事をしておらず、老後の不安を抱えており、定期収入を得られるならと考え、■東らに対して取引の開始を了解した。

(キ) 原告は、上記勧誘の際、■東から投資経験を尋ねられ、MMGアローズで証拠金取引をしている旨述べた。もっとも、原告は、商品先物取引口座設定申込書を作成する際、■東に対し、上記証拠金取引について記載したくないなどと述べたりはしていなかった。

また、原告は、上記勧誘の際、■東らに対して、国民年金を受給していること、大工をしていたが足をけがしたことを述べた。

(ク) ■東と■良は、同日午後7時30分ころまで、原告宅に滞在していた。

ウ 原告は、同月5日、■東に対し、委託本証拠金として60万円を渡し、平成17年2月限の東工金を10枚買建した。この際の受注は、■橋が、原告に対し、電話で商品先物取引の仕組みや危険性を簡単に説明した上で行われた。

(2) 本件取引開始後の経緯

ア(ア) 原告は、平成16年4月5日、■東から電話を受け、中東情勢の悪化等により今後も値上がりしそうであり、今投資することによって必ず利益があがるなどと勧誘されたため、被告に対し、さらに委託本証拠金として240万円を預託し、平成17年2月限の東工金を40枚買建した。

(イ) ■東は、同日、「新規委託者の皆様へのアンケート」と題する書面(乙4)を原告に示し、この書面に記載された以下の各事項を読み上げ、原告は以下のように

に記載をして署名押印し、東に交付した。

原告は、上記書面に記載されたアンケート事項のうち、商品先物取引は投下資金が保証されていないことに丸印を付けた。

また、委託本証拠金に関する質問事項については、これが取引の担保であり商品によって必要額が異なること、及び現在取引している商品の1枚当たりの証拠金の金額について「知っている」に丸印を付け、現在取引している商品の委託本証拠金の額を1枚当たり6万円と記載した。

委託追証拠金に関する質問事項については、建玉についてその日の最終約定値段で計算した結果、計算上の損が委託本証拠金の50パーセントを超えることとなった場合建玉を維持するために必要となるものであること、委託追証拠金の預託の期日は必要となった日の翌営業日であること、委託追証拠金を期日までに預託しなかった場合は建玉の全部又は一部を決済しなければならないことにつき、いずれも「知っている」に丸印を付け、値動きを見て委託追証拠金の預託金額の計算ができるか否かにつき「出来る」に丸印を付けた。

さらに、原告は、委託定時増証拠金は建玉が当月限になった場合必要になる証拠金であること、委託臨時増証拠金は相場の変動が著しい時又は激しい値動きが予想される時に取引所の判断により臨時に増額徴収される証拠金であることについて「知っている」に丸印を付け、現在取引している商品について値動きを見てその時点での損益状況の計算ができるか否かについては「大体出来る」に丸印を付け、取引において値幅制限があることについては、「自分で取引している商品のストップ値幅は知っている」、「値幅制限により売買注文が成立しない場合があることを知っている」、「当月限については、15日（貴金属は1日）以降、値幅制限がなくなることは知っている」のいずれにも丸印を付け、取引の指示は自身の判断と責任において行うことになっていることについて「理解している」に丸印を付け、現在の委託証拠金預託額、取引商品名、建玉状況、値洗い状況、発生した損益金状況については「把握している」に丸印を付けた。

イ 原告は、平成16年4月6日、東から、中東情勢が悪化している旨説明され、東工金の買い増しを勧められたため、郵便局の定期貯金を解約して、被告に対し、委託本証拠金360万円を預託して、平成17年2月限の東工金を60枚買建した。

ウ 原告は、平成16年4月7日、東から、イラクにイタリア軍が進出したニュースを伝えられ、東工金の買い増しを勧められたため、委託本証拠金として120万円を東に渡して預託し、平成17年2月限の東工金を20枚買建した。

エ 原告は、平成16年4月14日、橋からお金を追加するよう求められ、橋に対し450万円を渡して平成17年2月限の東工金を75枚売建した。この時点で、買建玉140枚、売建玉75枚の両建の状態となった。この売建玉は、平成16年4月23日、75枚をすべて仕切っている。

オ 原告は、同月26日、橋から電話を受け、面談を求められたため、同日午後1時ころ、橋と面談した。橋は、その際、原告に対し、追証拠金が発生しており、その場合の対処法を説明した。そして、原告がよく分からないと述べていたため、橋は、原告に対し、取引の仕組みや危険性を説明した。しかし、原告はなお分からないと述べたことから、橋は、原告に対し、取引に不安があるようであれば、取引をやめた方がいいのではないかなどと述べた。原告は、橋に対して、もうお金はない、妻に泣きつくしかないなどと述べ、結局、売玉を建てて両建とすることで対処することとなり、そのために必要な委託本証拠金374万円を預託することとなった。

そして、原告は、同月27日、妻から金銭を借り、374万円を橋に渡し、平成17年4月限の東工金140枚を売建した。

カ 平成16年5月14日以降は、原告を担当する被告従業員が、橋から原告となった。

キ 被告は、原告の要請を受け、同年6月23日、建玉をすべて決済した。

ク 原告は、同月29日、原から清算金として464万5655円を受領した。

(3) 本件取引における注文は、いずれも、被告従業員が、原告に対し、売りと買いのいずれを選択するかといった点や、建玉枚数を含めてアドバイスをし、受注したものであり、原告が、被告従業員のアドバイスに反対したり、自ら相場の動向や建玉枚数等について積極的に意見を述べるようなことはなかった。

(4) 原告の顧客カード(乙10)は、東から頼まれた橋が初回取引状況欄まで記載したものである。

この顧客カードにおいて、原告の現預貯金は500万円と記載されているが、この記載は訂正され、平成16年4月6日に1500万円、同月14日に2000万円、同月27日に4000万円と順次変更されており、原告は、これらの日に、被告に対して、「資産内容・取引経験等に関する変更届」と題する書面に上記の変更する現預貯金額を記載し、署名押印して、交付している(乙16の1ないし3)。

(5) 被告の定める受託業務管理規則及び商品先物取引の未経験委託者からの受託に係る取扱い要領(甲B15)では、未経験委託者については3か月間の習熟期間を設け、その期間内の受託建玉枚数の上限を50枚までとするよう定められており、原告についても、当初、50枚が建玉限度枚数とされていた。もっとも、上記取扱い要領によれば、当該委託者から50枚を超える建玉の申出があった場合には、被告は、当該委託者から超過建玉申出書の差し入れを受けることとされており、原告は、上記(4)の現預貯金の変更に伴い、平成16年4月6日には150枚まで、同月14日には215枚まで、同月27日には280枚まで建玉枚数を増加させる旨の超過建玉申出書(乙15の1ないし3)に署名押印し、被告に交付した。

(6) 上記顧客カードには、原告がMMGアローズにおいて外国為替証拠金取引をしていることについて何ら記載されていなかった。

(7) 被告は、平成16年4月5日から同年6月28日までの間、原告に対し、委託証拠金現在高及び委託証拠金必要額並びに現在の建玉内訳等が記載された残高照合通知書(乙8の1ないし13)を合計13通交付し、原告は、これらの書面に署名押印して受領した。

(8) 被告の定める受託業務管理規則では、年金受給者からの取引の受託は原則として禁止されており、本人から取引を行いたい旨の理由を明記した本人の自筆による申出書が差し入れられた場合に限り、年金受給者から取引を受託することができると定められている。

2 争点1 (本件取引についての被告従業員らによる適合性原則違反、断定的判断の提供及び説明義務違反等の違法行為による被告の使用者責任の成否) について

(1) 適合性原則違反について

原告は、被告従業員である■東や■良が、原告は、経済的に商品先物取引を行う余裕のない者であること、商品先物取引の知識・経験が全くないこと、商品先物取引における多様な相場状況を認識し判断する能力もない者であることを当初から熟知しながら、本件取引を開始させたものであるから、適合性原則に違反する旨主張する。

この点、前記前提事実(1)ア(ア)ないし(ウ)、前記認定事実(1)イ(ウ)、(オ)、(カ)、オ、(6)、(8)によれば、原告は、本件取引開始当時、普通預金100万円、定期預金約2300万円、外国会社の社債200万円、外国為替証拠金取引の預託金100万円を有しており、口座開設申込書には、その収入や資産につき、年収450万円、現預貯金500万円、有価証券200万円、国公社債300万円と記載しているが、他方、原告は、本件取引開始当時、66歳であって国民年金を受給しており、本件取引の勧誘の際、■東に対してその旨を述べていたこと、被告の定める受託業務管理規則では、年金受給者からの取引の受託は原則として禁止されており、本人から取引を行いたい旨の理由を明記した本人の自筆による申出書が差し入れられた場合に限り、年金受給者から取引を受託することができると定められているが、原告が被告に対して上記申出書を差し入れたと認めるに足りる証拠はないこと、原告は、平成14年ころ、両足のかかとを骨折した後は後遺症のためほとんど仕事ができず、本件取引開始当時は仕事による収入がない状態であり、本件取引の勧誘の際、■東に対し、足をけがした旨述べており、■東らは、原告に国民年金以外に安定した収入

がない旨を認識していたことがうかがえること、原告は、妻と2人で東京都住宅供給公社の賃貸住宅（賃料月額4万2000円）に住んでおり、東らは、本件取引の勧誘の際、原告宅を訪問しており、原告が東京都住宅供給公社に住んでいることを認識していたこと、原告は、中学校卒業後、1年間職業訓練所で修行して建築会社に就職し、半年ほど大工の仕事を手伝った後、東京で大工の仕事に従事してきた者であること、原告は、本件取引開始前からMMGアローズとの間で外国為替証拠金取引をしており、東らに対し、本件取引の勧誘の際、MMGアローズとの間で証拠金取引をしている旨述べていたが、必ずしも外国為替証拠金取引の仕組みや危険性を十分認識していたとまでは言い難いこと、原告は、本件取引開始後の平成16年4月26日、橋に対して、商品先物取引の仕組み等についてよく分からない旨述べていたことが認められる。

これらの事情に徴すると、原告は、本件取引開始当時、普通預金100万円や定期預金約2300万円等を有していたが、両足のかかたを骨折した後遺症で仕事ができない状況にあり、国民年金以外に安定した収入を得ていなかったのであるから、上記預金等の資産は原告の今後の生活資金の引き当てとなるべき性質を有していたものであり、そのような性質に照らすと、商品先物取引を行うにつき原告の資産が必ずしも余裕があるとは言い難く、また、その年齢や経歴等に照らし、原告が商品先物取引の仕組みや危険性を十分理解する能力を有していたとは認められないから、原告は、商品先物取引を行うにつき適合性を欠く者であって、東らは、原告が商品先物取引を行うために必要な理解力を欠き、原告の資産に商品先物取引を行うにつき必ずしも余裕があるといえないことを認識しながら、原告に対し本件取引を勧誘し開始させたものと認めるのが相当であるから、このような東らの行為は、適合性原則に違反するものというべきである。

(2) 執拗・迷惑勧誘，説明義務違反，断定的判断の提供について

ア 原告は、東らは、原告が一度勧誘を断ったにもかかわらず、近くを回っているのに伺いますなどと述べて執拗に勧誘するなどし、契約に関する書面の作成時

においても、先物取引の危険性等について十分な説明をせず、書類の体裁を整えた
ただであったことから、執拗・迷惑勧誘に当たる旨主張する。

この点、前記認定事実(1)アによれば、原告は、■良から電話勧誘を受けた際、こ
れを断ることなく了承しているのものであって、■良が原告に対し、何度も繰り返し電
話をかけたり、自宅を訪問するなどしたと認めるに足りる証拠はないことからする
と、■東らが、原告に対し、本件取引の勧誘に当たり、社会通念に照らして相当な
範囲を逸脱するような執拗かつ迷惑な勧誘をしたものとは認められないから、原告
の上記主張は採用できない。

イ また、原告は、■東らが原告に対して、本件取引の勧誘の際に十分な説明を
せず説明義務に違反している上、■東は、原告に対し、「今イラクの情勢が緊迫し
ており、また中国が爆食の時代に入るから、金が上がることは間違いありません。
今が絶好のチャンスです。」などと断定的な判断を示した旨主張する。

この点、前記認定事実(1)イ(イ)のとおり、■東らは、本件取引の勧誘の際、原告に
対し、限月が期限を表すものであること、価格は変動するものであること、金の値
段、倍率と証拠金の説明等を、紙に書いたり、新聞を見せながら説明し、また、金
の価格変動要因として、有事の際やインフレのときに買われることや株の値段が下
がっているときに相対的に動くことを説明しており、さらに、■東は、原告に対し、
受託契約準則（甲A2）、商品先物取引委託のガイド（甲A3）を交付し、商品先
物取引委託のガイドの記載内容のうち、商品先物取引の危険性について記載された
部分、委託追証拠金、委託定時増証拠金及び委託臨時増証拠金についての説明が記
載された部分、及び被告が破産するという不測の事態に備え、受託業務保証金制度、
分離保管制度、受託債務補償制度が存在していることが記載された部分を、それぞ
れ読み上げており、「相場が思惑に反する動きをした場合の対処方法」と題する書
面（乙3）を示して、決済、委託追証拠金、両建及び難平について、上記書面に丸
印を付け、両建及び難平については例として数字を書き込んだり、「りょうだて」
と振り仮名を記載して説明している。

しかしながら、前示のとおり、東らは、本件取引の勧誘の際、原告が商品先物取引を行うために必要な理解力を欠くことを認識していたと認められるから、そのような原告に対して、商品先物取引の仕組みや危険性等を十分理解できるような説明をすべきであったというべきところ、前記認定事実(1)イ(ア)、(キ)、ウによれば、東らが、平成16年4月2日、原告宅において本件取引の勧誘及び説明をした時間は2時間30分程度であったこと、同月3日及び4日に、東らが原告に対して何らかの説明等をしたものと認めるに足りる証拠はなく、原告は、同月5日に本件取引を開始しているが、その際、東や橋は、原告から「新規委託者の皆様へのアンケート」と題する書面(乙4)を徴求し、橋が電話で商品先物取引の仕組みや危険性を簡単に説明しているのみで、直接面談して再度詳細な説明をしたり、原告に対して理解している内容を口頭で説明するよう求めたり、あるいは損益計算を紙に書かせて計算させるなど原告の理解力を確認するようなことは何ら行っていないこと、加えて、前示のとおり、東は、本件取引の勧誘の際、原告に対し、今イラク情勢が緊迫しており、また、中国が爆食の時代に入るから金が上がることは間違いない、今が絶好のチャンスであるなどと述べ、また、原告から金の値段の上昇につき首をかけるかと問われて、金の値段は絶対上がるなどと断定的に述べていること等の事情に徴すると、たとえ原告が、商品先物取引の仕組みや危険性について理解している旨アンケートに記載したり、商品先物取引の仕組み等が理解できない旨を東らに対して申し出ていなかったとしても、東や橋ら被告従業員は、原告の理解力に照らして原告が商品先物取引の仕組みや危険性等を十分理解できるような説明をしたとはいえないから、被告従業員らは、断定的判断を提供し、原告に対する説明義務に違反したものと認められる。

(3) 新規委託者保護義務違反について

原告は、原告が商品先物取引の知識、経験が全くない者であり、本件取引を全く理解しておらず、当初60万円で取引を開始したにもかかわらず、取引開始の翌日に、原告の習熟期間限度枚数50枚の倍以上の110枚の取引を行わされており、

取引開始後3日間の間に780万円もの証拠金を支出させられており、原告は、取引開始後3か月以内において、延べ建玉枚数745枚、最大建玉枚数280枚（平成16年4月27日時点）、証拠金合計額1680万2575円もの取引をさせられていることから、このような被告従業員らの行為は、新規委託者保護義務に違反する旨主張する。

この点、前記認定事実(4)、(5)のとおり、本件取引では、被告は、原告を未経験委託者として扱い、当初の建玉限度枚数につき、3か月の習熟期間中は50枚と定めていたところ、被告従業員らは、原告から、「資産内容・取引経験等に関する変更届」と題する書面及び超過建玉申出書を徴求し、これにより、平成16年4月6日、現預貯金額を500万円から1500万円に、建玉限度枚数を50枚から150枚に変更し、同月14日、現預貯金額を2000万円に、建玉限度枚数を215枚に変更し、さらに、同月27日、現預貯金額を4000万円に、建玉限度枚数を280枚に変更している。

そして、別紙建玉分析表及び証拠（甲A6の1ないし7、甲A9の1ないし6）によると、原告の建玉枚数は、取引開始日である平成16年4月5日、10枚建てられた後、同日、委託本証拠金240万円を預託して40枚が建てられており、同月6日、さらに60枚増やし、同月14日には75枚建て、同月27日は140枚建てるなどしており、取引開始後3か月以内、すなわち本件取引全体の原告の延べ建玉枚数は881枚、最大建玉枚数は280枚（平成16年4月27日時点）、原告が実際に入金した委託本証拠金は合計1664万円（帳尻金からの振替分を含めると、1680万2575円）となっていることが認められる。

しかしながら、前示のとおり、東らは、原告が商品先物取引を行うために必要な理解力を欠き、また原告の資産に商品先物取引を行うにつき必ずしも余裕があるといえないことを認識していたと認められること、前記前提事実(3)のとおり、本件取引における注文は、いずれも被告従業員が、原告に対し、売りと買いのいずれを選択するかといった点や建玉枚数等をアドバイスして受注したものであり、自ら相

場の動向や建玉枚数等について積極的に意見を述べるようなことはなかったこと、被告従業員である東や橋は、上記各書面の提出を受ける際、原告が4000万円もの現預貯金を有する裏付けとなる資料を確認するなどしていないこと等の事情に徴すると、東や橋ら被告従業員は、未経験委託者である原告の理解力や資産の状況に照らして明らかに過大な取引を勧誘し、原告から受注したものと認められるから、新規委託者保護義務に違反するものといえる。

(4) 実質的一任売買について

原告は、本件取引では全般的に実質的一任売買が行われていた旨主張するが、前記認定事実(3)のとおり、本件取引における売買は、いずれも、被告従業員が、原告に対し、売りと買いのいずれかといった点や建玉枚数を含めてアドバイスをし、受注したものであり、原告が、被告従業員のアドバイスに反対したり、自ら相場の動向や建玉枚数等について積極的に意見を述べるようなことはなかったものの、東や橋、原は、原告に対し、アドバイスという形で情報を提供し、建玉方針の提案をしていたことからすると、本件取引において、原告の意思決定の自由が一切存在しないような、違法な一任売買がされたとは認められないから、原告の主張は採用できない。

(5) 特定売買について

原告は、本件における月間回転数は10.15回であり、短期間に極めて頻繁な売買が繰り返されていること、被告が本件取引において両建を勧誘して手数料稼ぎを行った結果、取引開始から4日後の平成16年4月9日から、本件取引が終了するまで両建状態が継続されており、取引回数28回を基準としても特定売買比率は約85パーセントとなっていること、差引損金に対する委託手数料の占める割合を示す手数料化率は約83パーセントとなることから、本件は客観的取引履歴のみを精査してもその違法性が極めて明白である旨主張する。

しかして、直し、途転、日計り、両建及び不拔け等の特定売買と呼ばれる取引については、商品取引員が委託者の利益を無視し、何らの合理的な理由や必要性もな

いのに頻繁かつ無意味に繰り返させて、委託者の損失を手数料に転化させたと認められるような場合には、そのような取引は社会的相当性を逸脱したものとして違法性を有するものと解される。

本件取引においては、別紙建玉分析表の「直」(直し)、「途」(途転)、「日」(日計り)、「両」(両建)、「不」(不抜け)の各欄記載のとおり、特定売買が行われているところ、証拠(乙11ないし14、証人■■東、同■■橋、同■■原)及び弁論の全趣旨のよれば、平成16年4月8日の買玉の直しは、それまでの建玉を仕切って利益を確保したものと認められるし、同月9日には売玉60枚及び買玉20枚を建てて両建としているが、この売玉は同月13日にすべて仕切って利益となっており、同日、買玉40枚を建てたことにより途転となっているが、金の値段が上がると考え方針転換したものと認められる。同月14日に売玉75枚が建てられており、両建となっているが、この建玉も同月23日にはすべて仕切られ、利益となっている。同月27日には、売玉が140枚建てられて両建となっているが、これは金の値段が下がったために緊急避難的にされたものと認められるし、この売玉はすべて同月30日に利益を確保するために仕切られている。また、同日、金の価格がまだ下がる可能性が考えられたことから、再度売玉140枚が建てられており(直し及び両建に当たる。)、その後、値洗い損となっている買玉を維持しつつ、売玉も保有する両建状態を継続して、金の価格の上下に応じて売玉を仕切ったり、買玉を建てて(直し及び両建に当たる。)仕切るなどして若干の利益を確保しつつ値洗いの損益状況が回復するのを待っていたものと認められる。

これらの事情に照らすと、被告従業員らが、委託者である原告の利益を無視し、何らの合理的な理由や必要性もないのに頻繁かつ無意味に特定売買を繰り返させて、委託者の損失を手数料に転化させたと認められないから、原告の上記主張は採用できない。

(6) 仕切拒否、回避について

原告は、被告従業員である■■原らに対し、本件取引の手仕舞いを複数回請求した

にもかかわらず、原告は仕切拒否又は仕切回避をした旨主張し、原告本人尋問の結果及び同人作成の陳述書（甲A14）中にはこれに沿う供述部分ないし記述部分がある。

しかしながら、原告は、平成16年6月21日、原告から取引をやめたい旨の申出を受けたため、原告に対し、商品先物取引の危険性について再度説明し、もうちょっと取引を続けたらどうかなどと述べ、同月22日、原告が決済した場合のおおよその損切り額や残金を確認し、同月23日には原告の意向を踏まえてすべての建玉を手仕舞いしている（乙11、証人原告、原告本人）ことからすると、このような原告の行為が、社会相当性を逸脱し違法であるとは認められないから、原告の上記主張は採用できない。

(7) 以上によれば、本件取引の勧誘等における被告従業員らの行為は、適合性原則、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務に違反しており、違法であると認められるところ、このような被告従業員らの行為により、原告は本件取引を開始し、過大な取引をした結果、損金合計1139万4345円の損害を被ったのであるから、その余の点につき判断するまでもなく、被告従業員らの行為につき不法行為が成立する。

そして、被告は商品取引員であり、被告従業員らによる本件取引の勧誘や受注は、被告の事業の執行につきなされたものであって、被告と被告従業員らの間に使用関係が存在することは明らかであるから、被告は、被告従業員らの上記不法行為につき使用者責任を負うものと認められる。

(8) これに対し、被告は、本件取引は、被告従業員らが電話又は面談により、その都度各商品の市況、相場動向等を原告に連絡して説明し、注文内容及び取引に必要な委託証拠金額等を原告との間で確認して受注し、成立した売買については被告従業員から電話で報告するとともに、被告から原告に対し、「売買報告書及び売買計算書」（甲7）を送付して確認を求めながら行ったものであり、また、被告は、原告に対し、毎月1回定期的に残高照合通知書を送付して預り金委託証拠金現在額、

委託証拠金必要額、帳尻金額、建玉状況及び値洗損益金額等について通知し、原告に確認を求めており、本件取引によって発生した差損金、委託手数料及び消費税については、委託者別先物取引勘定元帳精算欄（乙6）記載のとおり、その都度原告と被告との間で精算してきた旨主張する。

しかしながら、前示のとおり、原告はその理解力等に照らして適合性を欠く者であり、東らはこのことを認識しながら原告に対し本件取引を勧誘し開始させたものであって適合性原則に違反し、また、被告従業員らは、原告の商品先物取引に対する理解の程度を十分確認するなどして商品先物取引の仕組みや危険性等を理解できるような説明をすべき義務に違反した上、断定的判断を提供したことが認められ、さらに、習熟期間である本件取引期間中において、明らかに過大な取引を勧誘し受注しており、新規委託者保護義務に違反したものであって、被告が主張するような事情が認められるとしても、被告従業員らの不法行為の成立を妨げるものではないから、被告の上記主張は採用できない。

また、被告は、原告は、平成16年4月下旬ころ、被告に預託している証拠金が1200万円くらいになった時点で、半分くらいの損をしたらやめようと考えていた旨の原告本人の供述をもって、原告の資力の裏付けとなる旨主張するが、前示のとおり、原告は、本件取引開始当時、2300万円程度の定期預金等の資産を有していたものの、両足のかかとの骨折の後遺症により大工として稼働できない原告にとって、その資産は今後の生活資金の引き当てとなるものであって、このような性質に照らし必ずしも資金的に余裕があるとはいえないこと、そして、原告の理解力に照らすと原告は商品先物取引を行うにつき適合性を欠く者と認められるし、上記供述は、既に委託本証拠金が1000万円を超えている状況でなされたものにすぎず、原告本人は、本件取引開始時においては、半分くらい損をしたらやめようなどとは考えていなかった旨供述していることからすると（原告本人28頁）、原告本人の上記供述をもって原告の取引適合性が認められるものではないから、被告の上記主張は採用できない。

3 争点2 (損害額) について

(1) 前示のとおり、原告が被告従業員らの不法行為により被った損害は、本件取引の損金合計1139万4345円である。

(2) 過失相殺

本件においては、前示のとおり、被告従業員らの適合性原則違反、新規委託者保護義務違反等を認めることができる。他方、原告は、本件取引の勧誘の際、東から説明された商品先物取引の仕組みや危険性を十分理解することができていなかったのであり、東により金の値段が絶対上がる旨の断定的判断が提供されていたとしても、商品先物取引の仕組みや危険性が理解できない旨を東らに述べて繰り返し説明を求めたり、一旦取引の開始を差し控えるなどすることは可能であったと認められるのであり、それにもかかわらず、そのようなことをせず「新規委託者の皆様へのアンケート」と題する書面に理解している旨の回答をするなどして本件取引を開始していること、その他本件に顕れた諸般の事情等を考慮すると、原告には損害の発生について過失が認められ、その過失割合は2割と認めるのが相当である。

そうすると、過失相殺後の損害額は、911万5476円となる。

(3) 弁護士費用

本件事案の内容、訴訟の経過、認容額等に照らすと、本件不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用相当の損害額は、90万円と認めるのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告の本訴請求は、被告に対し、金1001万5476円及びこれに対する最終の不法行為の日である平成16年6月23日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余の請求は、理由がないから棄却し、訴訟費用の負担につき民訴法64条本文、61条を、仮執行宣言につき同法259条1項を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第7部

裁判長裁判官 山 崎 勉

裁判官 武 藤 真 紀 子

裁判官 成 瀬 大 輔

併

No	約定日付	場節	商品名	限月	約定値段	売数	売	委託玉	買	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	直	途	日	両	不	
1	2004/4/5	10:10	東工金	0502	1,409			新	10	0	10												
2	2004/4/5	15:22	東工金	0502	1,416			新	40	0	50												
3	2004/4/6	12:50	東工金	0502	1,414			新	60	0	110												
4	2004/4/7	15:18	東工金	0502	1,428			新	20	0	130												
5	2004/4/8	10:40	東工金	0502	1,432	10	仕			0	120	230,000	118,000	5,900	106,100	106,100							
6	2004/4/8	10:40	東工金	0502	1,432	40	仕			0	80	640,000	472,000	23,600	144,400	250,500							
7	2004/4/8	10:42	東工金	0502	1,432	60	仕			0	20	1,080,000	708,000	35,400	336,600	587,100							
8	2004/4/8	13:05	東工金	0502	1,436			新	16	0	36												
9	2004/4/8	13:07	東工金	0502	1,436			新	14	0	50												
10	2004/4/9	9:23	東工金	0502	1,439	30	新			30	50												
11	2004/4/9	12:59	東工金	0502	1,440	19	新			49	50												
12	2004/4/9	15:19	東工金	0502	1,438			新	20	49	70												
13	2004/4/9	15:30	東工金	0502	1,437	11	新			60	70												
14	2004/4/13	9:55	東工金	0502	1,426			仕	30	30	70	390,000	354,000	17,700	18,300	605,400							
15	2004/4/13	9:56	東工金	0502	1,425			仕	19	11	70	285,000	224,200	11,210	49,590	654,990							
16	2004/4/13	9:57	東工金	0502	1,425			新	30	11	100												
17	2004/4/13	10:17	東工金	0502	1,424			仕	11	0	100	143,000	129,800	6,490	6,710	661,700							
18	2004/4/13	13:08	東工金	0502	1,423			新	20	0	120												
19	2004/4/13	14:35	東工金	0502	1,422			新	10	0	130												
20	2004/4/13	15:23	東工金	0502	1,424			新	10	0	140												
21	2004/4/14	9:24	東工金	0502	1,400	75	新			75	140												
22	2004/4/23	12:51	東工金	0502	1,387			仕	75	0	140	975,000	832,500	41,625	100,875	762,575							
23	2004/4/27	9:27	東工金	0504	1,387	77	新			77	140												
24	2004/4/27	13:15	東工金	0504	1,385	63	新			140	140												
25	2004/4/30	9:10	東工金	0504	1,370			仕	77	63	140	1,309,000	800,800	40,040	468,160	1,230,735							
26	2004/4/30	9:10	東工金	0504	1,370			仕	63	0	140	945,000	655,200	32,760	257,040	1,487,775							
27	2004/4/30	9:21	東工金	0502	1,373	100	新			100	140												
28	2004/4/30	9:24	東工金	0504	1,373	10	新			110	140												
29	2004/4/30	9:24	東工金	0504	1,373	30	新			140	140												
30	2004/5/14	9:08	東工金	0502	1,379	16	仕			140	124	-912,000	177,600	8,880	-1,098,480	389,295							
31	2004/5/14	9:08	東工金	0502	1,379	14	仕			140	110	-798,000	155,400	7,770	-961,170	-571,875							
32	2004/5/14	9:08	東工金	0502	1,379	20	仕			140	90	-1,180,000	222,000	11,100	-1,413,100	-1,984,975							
33	2004/5/17	13:50	東工金	0504	1,383			仕	10	130	90	-100,000	104,000	5,200	-209,200	-2,194,175							
34	2004/5/17	13:50	東工金	0504	1,383			仕	30	100	90	-300,000	312,000	15,600	-627,600	-2,821,775							
35	2004/5/31	10:18	東工金	0502	1,403	20	新			120	90												
36	2004/5/31	15:14	東工金	0502	1,392			仕	20	100	90	220,000	118,000	5,900	96,100	-2,725,675							
37	2004/6/1	10:45	東工金	0504	1,393			新	20	100	110												
38	2004/6/2	13:47	東工金	0504	1,405	20	仕			100	90	240,000	222,000	11,100	6,900	-2,718,775							
39	2004/6/2	13:47	東工金	0504	1,405	20	新			120	90												

欄

No	約定日付	場節	商品名	限月	約定値段	売数	売	委託玉	買買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	直	途	日	両	不	
40	2004/6/3	10:10	東工金	0504	1,383				仕	20	100	90	440,000	222,000	11,100	206,900	-2,511,875					
41	2004/6/3	10:37	東工金	0504	1,383				新	4	100	94							○		○	
42	2004/6/3	10:40	東工金	0504	1,383				新	15	100	109							○		○	
43	2004/6/3	10:41	東工金	0504	1,383				新	1	100	110							○		○	
44	2004/6/7	9:25	東工金	0504	1,396	4	仕				100	106	52,000	41,600	2,080	8,320	-2,503,555					
45	2004/6/7	9:25	東工金	0504	1,396	15	仕				100	91	195,000	156,000	7,800	31,200	-2,472,355					
46	2004/6/7	9:25	東工金	0504	1,396	1	仕				100	90	13,000	10,400	520	2,080	-2,470,275					
47	2004/6/9	10:31	東工金	0504	1,379				新	30	100	120										●
48	2004/6/10	9:10	東工金	0502	1,362				仕	100	0	120	1,100,000	1,040,000	52,000	8,000	-2,462,275					
49	2004/6/10	15:14	東工金	0502	1,357	106	新				106	120						○			○	
50	2004/6/23	9:08	東工金	0502	1,385	20	仕			106	100	-860,000	222,000	11,100	-1,093,100	-3,555,375						
51	2004/6/23	9:08	東工金	0502	1,385	30	仕			106	70	-1,200,000	333,000	16,650	-1,549,650	-5,105,025						
52	2004/6/23	9:08	東工金	0502	1,385	20	仕			106	50	-760,000	222,000	11,100	-993,100	-6,098,125						
53	2004/6/23	9:08	東工金	0502	1,385	10	仕			106	40	-370,000	111,000	5,550	-486,550	-6,584,675						
54	2004/6/23	9:08	東工金	0502	1,385	10	仕			106	30	-390,000	111,000	5,550	-506,550	-7,091,225						
55	2004/6/23	9:08	東工金	0502	1,385			仕	106	0	30	-2,968,000	1,102,400	55,120	-4,125,520	-11,216,745						
56	2004/6/23	9:10	東工金	0504	1,384	30	仕			0	0	150,000	312,000	15,600	-177,600	-11,394,345					●	
												-1,431,000	9,488,900	474,445	-11,394,345	●	2	3	0	9	1	
													9,963,345			○	4	5	0	9	0	
																□	0	0	1	1	0	
																小計	6	8	1	19	1	
												手数料化率	83.28%			合計					35	

これは正本である。

平成19年 10月29日

東京地方裁判所民事第 7 部

裁判所書記官 石 崎 由

加

